

1 計画策定の経過

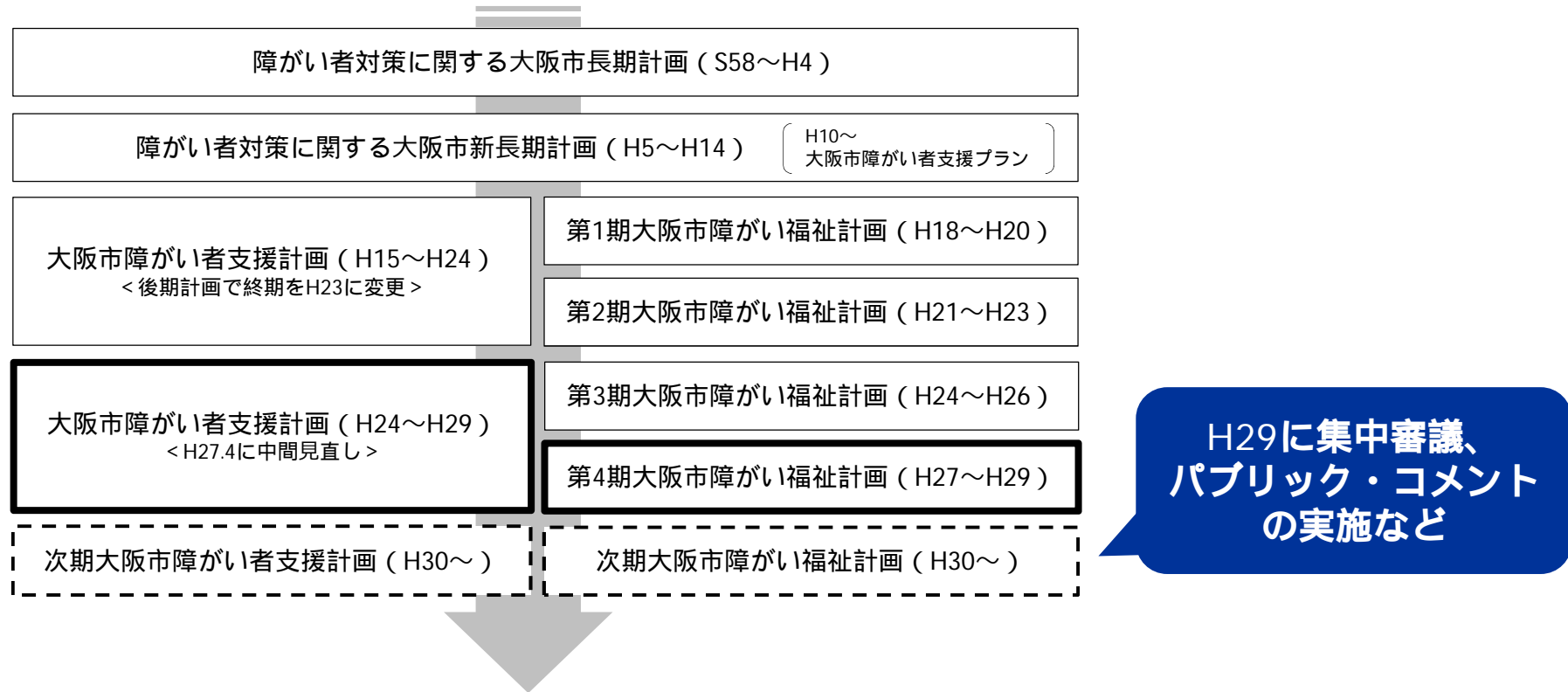
2 考慮すべき状況の変化

3 次期計画の策定にあたって

現行計画の終期について

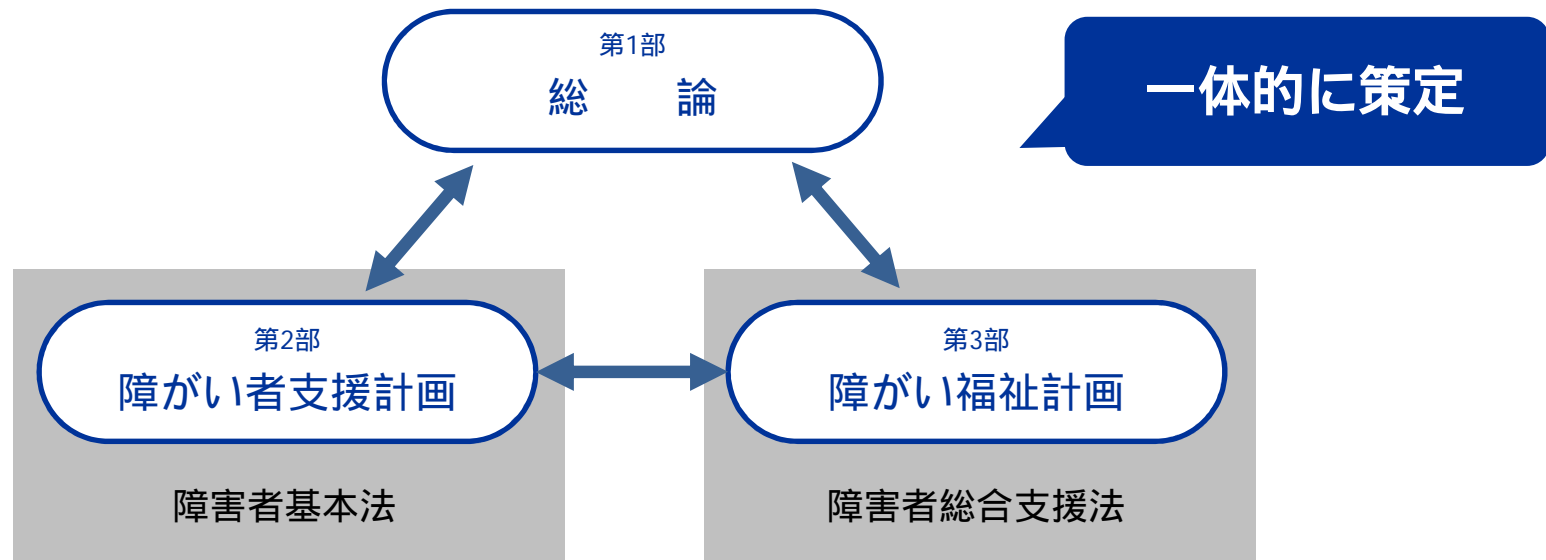
昭和58年を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」以降、中・長期的な計画を策定し施策を推進してきた。

現行計画の終期が平成29年度末であることから、平成30年度からの次期計画の策定について、平成29年度中に集中審議、パブリック・コメントの実施など所要の手続きが必要。



大阪市障がい者支援計画と大阪市障がい福祉計画

平成24年度以降、障害者基本法に基づく「大阪市障がい者支援計画」と障害者総合支援法（障害者自立支援法）に基づく「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定。



全体的な整合性を確保し総合的に施策を推進

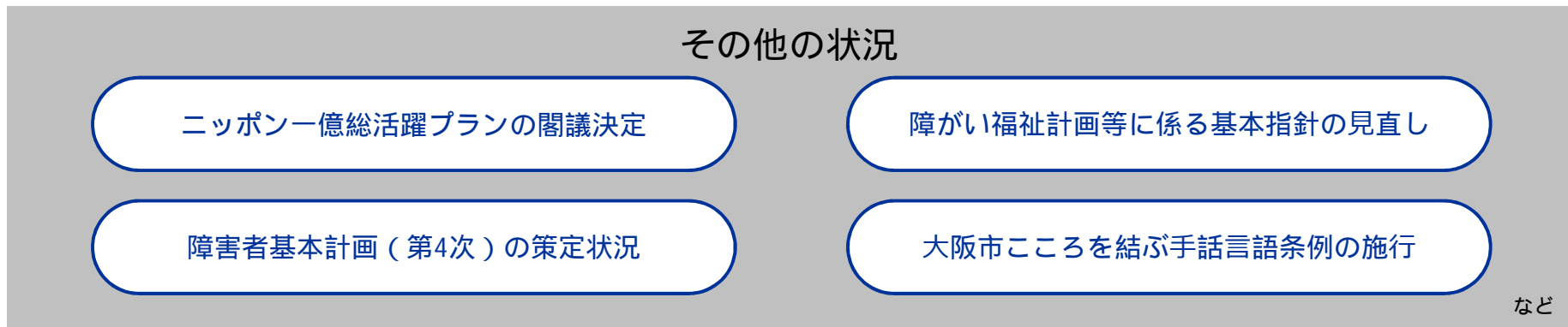
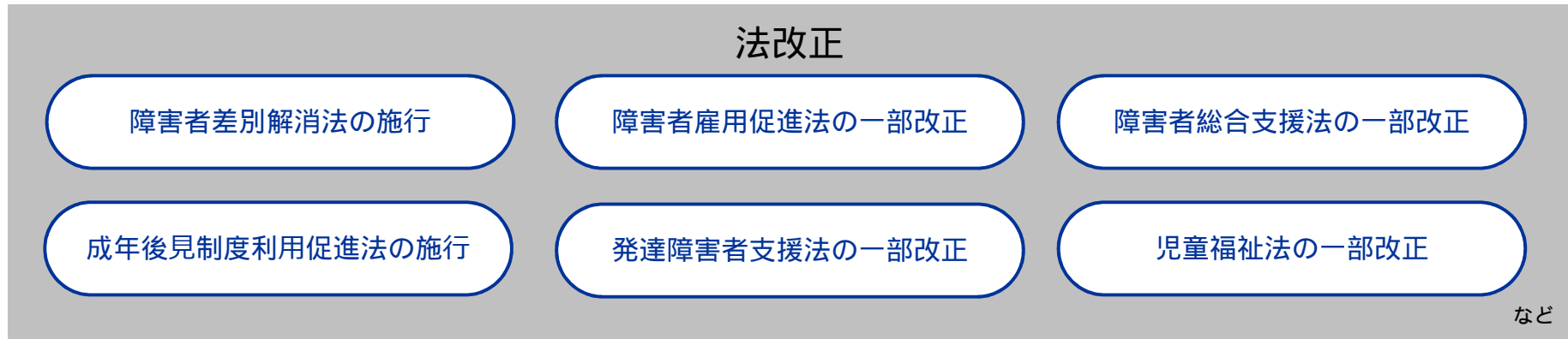
1 計画策定の経過

2 考慮すべき状況の変化

3 次期計画の策定にあたって

国の動向などの変動要素

次期計画の策定にあたっては、国の動向などの状況の変化を踏まえる必要がある。



国の動向（法改正）

（H28.4.1施行）

障害者差別解消法

- **障がい**を理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化。
（合理的配慮は行政機関には義務、民間事業者には努力義務）
- **差別解消支援地域協議会**を設置できることになった。

（H28.5.13施行）

成年後見制度利用促進法

- 成年後見制度の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針や基本となる事項を規定。
- **市町村の措置（国の基本計画を踏まえた計画策定、合議制の機関の設置）**を規定。

（H28.4.1施行 H30.4.1施行予定）

障害者雇用促進法の一部改正

- **雇用の分野における障がい**を理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化。
- 事業主に対して、雇用する障がい者からの差別的取扱いや合理的配慮にかかる苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- **法定雇用率の算定基礎に精神障がい者**を追加。
（H30.4.1施行予定）

（H28.8.1施行）

発達障害者支援法の一部改正

- 発達障がい者支援の充実を図るため、法律の全般にわたって改正された。
- **発達障がい者支援地域協議会**を設置できることになった。
- 発達障がい者支援にあたっては、地域の実情を踏まえつつ、**発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう配慮**することを規定。

国の動向（法改正）

（H30.4.1施行予定）

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

- 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時対応の支援を行うサービス（**自立生活援助**）を新たに創設する。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（**就労定着支援**）を新たに創設する。
- 最重度の障がい者で**重度訪問介護の利用者に対する訪問先を拡大**し、入院中の医療機関でも、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行えることとする。
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用していた一定の高齢障がい者に対し、**介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう**障がい福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する**仕組みを設ける**。
- 重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な者に、居宅を訪問して発達支援を行うサービス（**居宅訪問型児童発達支援**）を新たに創設する。
- **保育所等訪問支援の対象を、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大**する。
- **医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう**、地方公共団体は保健、医療、福祉その他関連機関との**連絡調整を行うための体制の整備**について、必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- 児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援等について、サービス提供体制を計画的に確保するため、**障がい児福祉計画を策定**する等の見直しを行う。

その他の状況

(H28.6.2閣議決定)

ニッポン一億総活躍プラン

- 障がい者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会をめざす。
- 皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざす。

(障害者政策委員会で審議中)

障害者基本計画（第4次）

- 障害者基本計画（第3次）の終期が平成29年度末であるため、次期計画策定に向けて審議中。

(H28.1.18施行)

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

- 手話が言語であるという認識に基づき施策を推進。
- 手話への理解の促進・手話の普及を積極的に実施し、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組むことが必要。

(社会保障審議会障害者部会で審議中)

障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る国の基本指針の見直し（案）

- 地域における生活の維持・継続の推進
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備を一層進める
 - ・ 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援
 - ・ 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の連携
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 発達障がい者支援の一層の充実
- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方
- 利用者の安全確保に向けた取り組み等

注) ポイントのみを記載している。

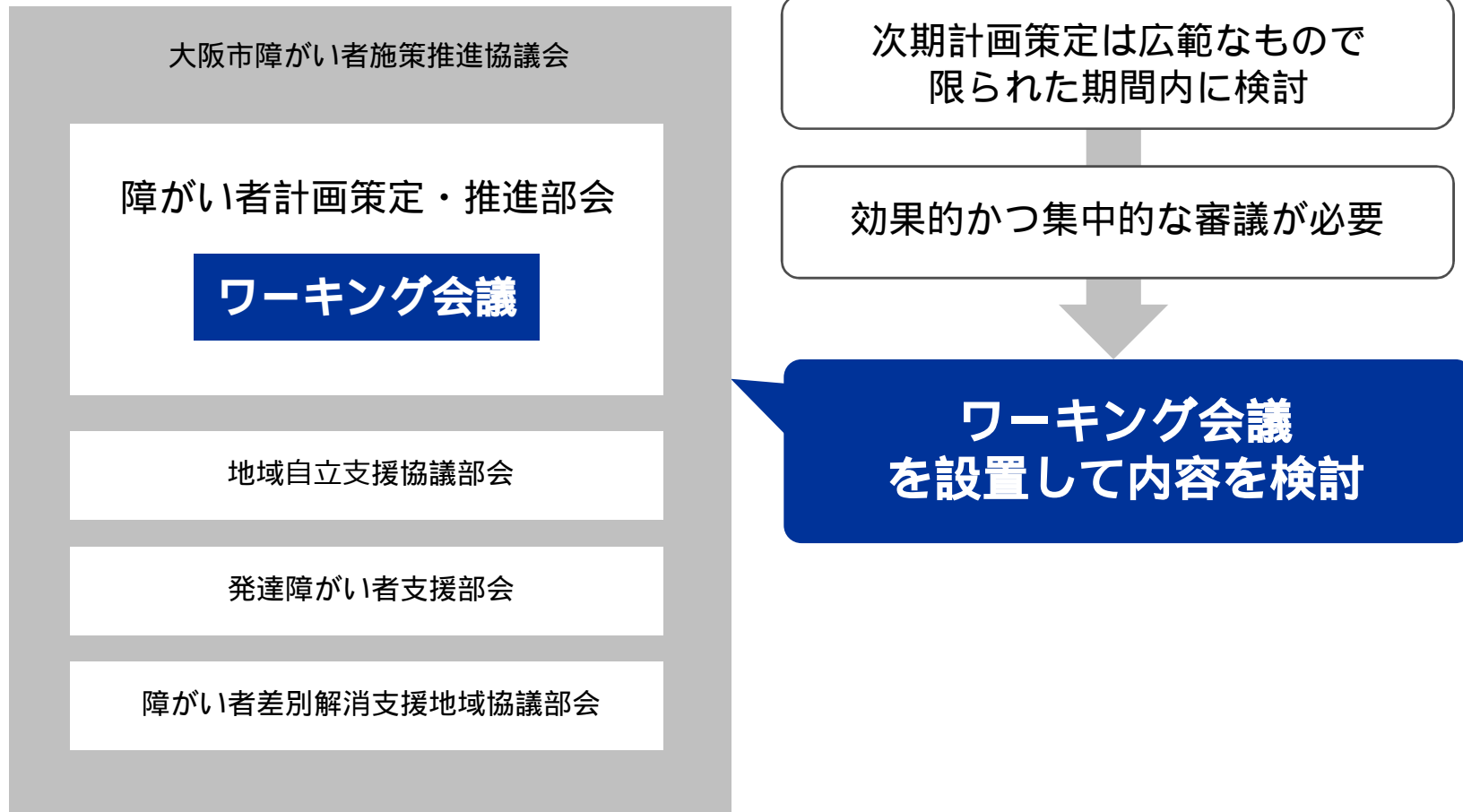
1 計画策定の経過

2 考慮すべき状況の変化

3 次期計画の策定にあたって

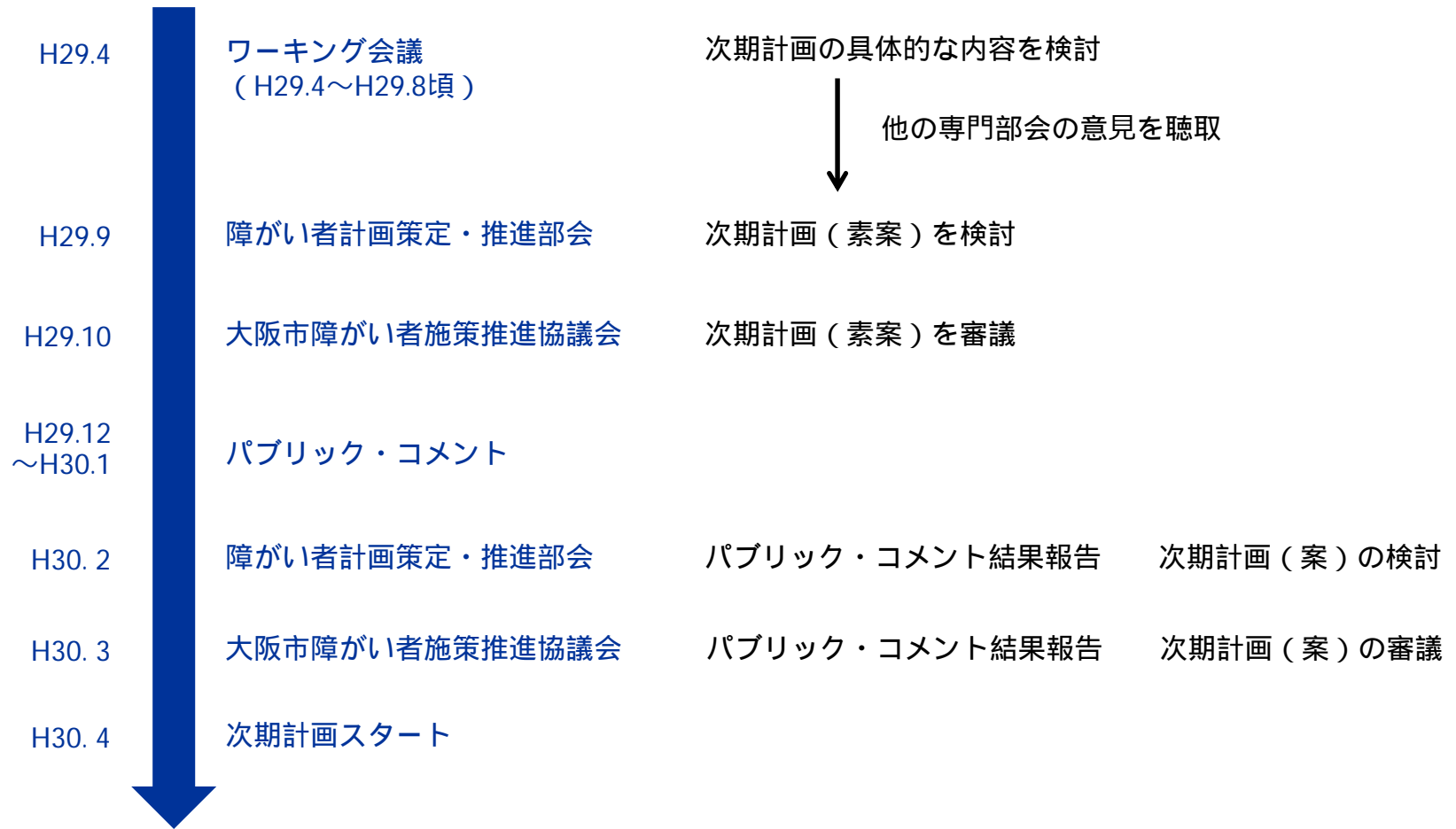
大阪市障がい者施策推進協議会での検討体制

次期計画策定に向けた広範な検討を、限られた期間内に効果的かつ集中的に進めていくため、障がい者計画策定・推進部会にワーキング会議を設置して検討する。



計画策定のスケジュール

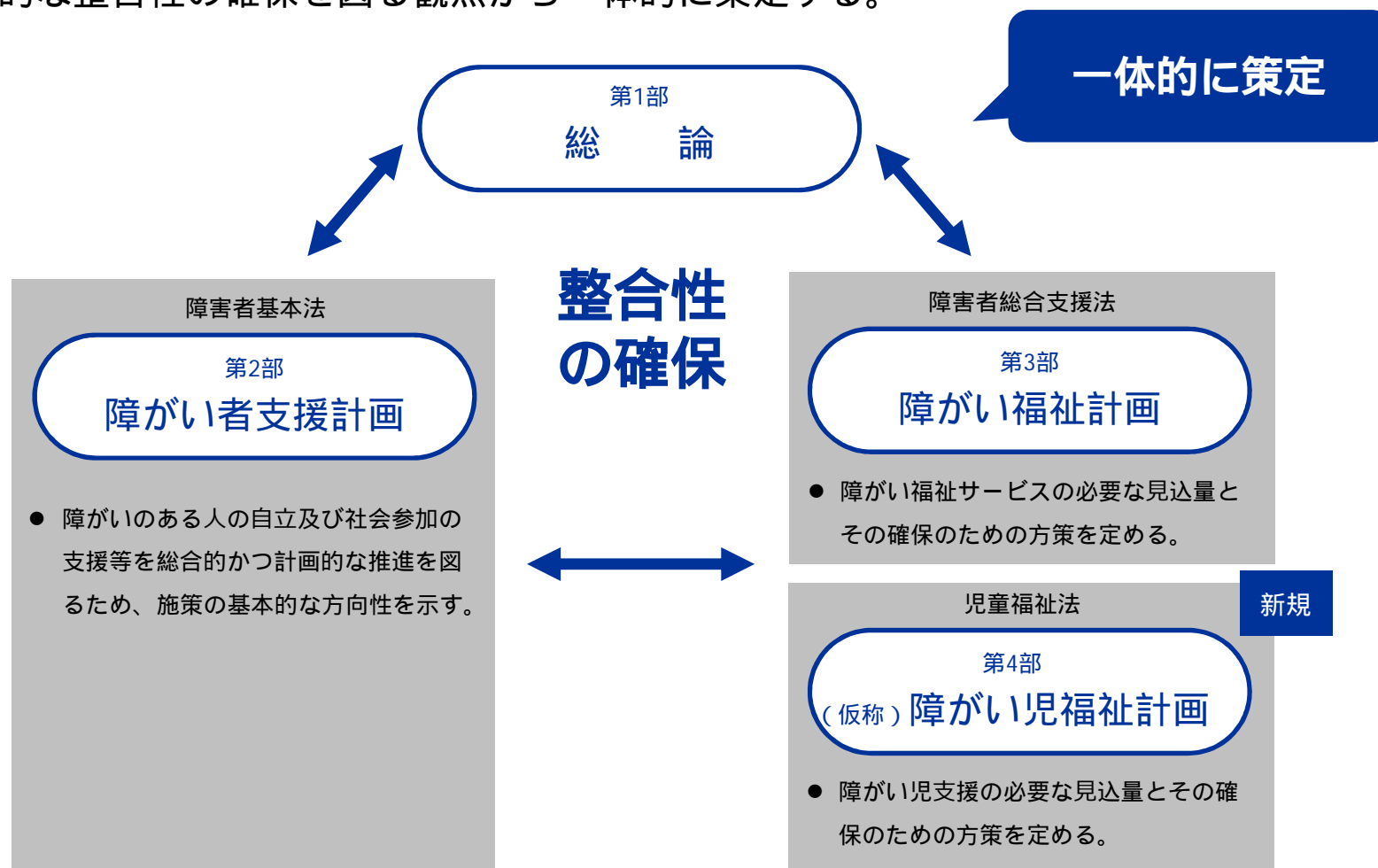
ワーキング会議で具体的な内容を検討し、障がい者計画策定・推進部会でさらに検討を加え、大阪市障がい者施策推進協議会で審議。必要に応じて、他の専門部会の意見を聴取。



次期計画の位置づけ

引き続き、「大阪市障がい者支援計画」と「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定。

なお、法改正に伴い新たに策定が義務付けられる「市町村障がい児福祉計画」についても、全体的な整合性の確保を図る観点から一体的に策定する。



現在の障がい福祉計画において、努力義務である「障がい児支援」に関する事項を既に盛り込んでいるため、第3部に組み込むこともあり得る。

次期計画の期間

次期障がい者支援計画は、「市町村障害者計画策定指針」を参考に中・長期的な計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間を6年間とする。（平成30～35年度）
なお、必要に応じて中間見直しを行うこととする。

次期障がい福祉計画・（仮称）障がい児福祉計画は、障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づき、3年とする。（平成30～32年度）

市町村障害者計画策定指針（平成7年5月障害者対策推進本部）

- 期間は、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。
（留意点）
- 都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

障がい福祉計画に係る国の基本指針（今後改正予定のため、現行の基本指針より抜粋）

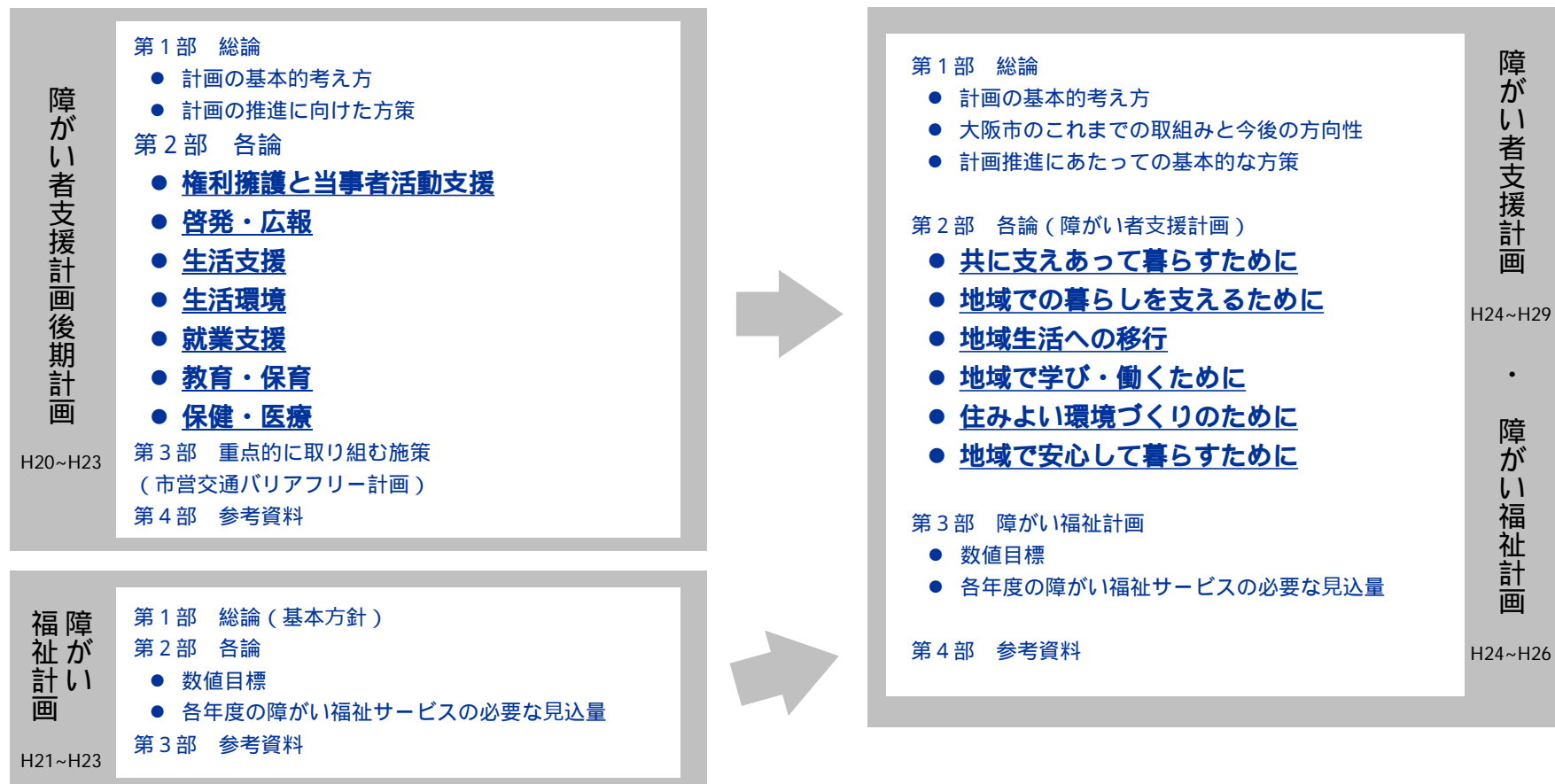
- 障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。

次期計画の全体構成

全体構成については、前計画（平成24年3月策定）において、施策分野ごとの枠組みから、生活場面（テーマ）に応じた分類に組み替えるなど大きく変更した。（各論部分）

次期計画については、現行計画の枠組みをベースに状況の変化を考慮したものとする。

全体構成の変更（平成24年3月策定時点）



第1部 総論における留意点

第1章 計画の基本的考え方

- 計画の位置づけ
- 計画の期間
- 計画の基本理念・基本方針
- 計画の推進体制
- 計画の見直し等

主な記述内容	主な留意点
計画の位置づけ、期間、基本理念・基本方針	● (仮称)障がい児福祉計画の位置づけ

第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性

- 大阪市のこれまでの取り組み
- わが国及び世界の動向
- 大阪市の今後の方向性
- 「障害者差別解消法」への対応

主な記述内容	主な留意点
大阪市のこれまでの取り組み、わが国や世界の動向	● 障害者差別解消法が施行 ● 障害者総合支援法・児童福祉法の改正が施行予定

第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

- 生活支援のための地域づくり
- ライフステージに沿った支援
- 多様なニーズに対応した支援
- 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 支援の担い手の資質の向上
- 調査研究の推進

主な記述内容	主な留意点
各施策分野に共通する横断的な視点	● 関係法令の整備 (障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法・児童福祉法の改正、発達障害者支援法の改正など)

第2部 生活場面（テーマ）における留意点

第1章 共に支えあって暮らすために

- 啓発・広報の推進
- 人権教育・福祉教育の充実
- コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進
- 地域での交流の推進

主な記述内容	主な留意点
障がいに関する理解の促進やコミュニケーション・情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法が施行● 大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行● ニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、「地域共生社会」の実現をめざす

第2章の1 地域での暮らしを支えるために

- サービス利用の支援
- 相談、情報提供体制の充実
- 虐待防止のための取り組み
- 在宅福祉サービス等の充実
- 居住系サービス等の充実
- 日中活動系サービス等の充実
- 障がいのあるこどもへの支援の充実
- スポーツ・文化活動の振興

主な記述内容	主な留意点
サービス利用の支援（後見的支援事業等）、相談・情報提供体制、虐待防止、障がい福祉サービス、障がい児支援、スポーツ・文化活動	<ul style="list-style-type: none">● 障害者総合支援法・児童福祉法の改正が施行予定● 発達障害者支援法が改正● 成年後見制度利用促進法が施行された● 相模原市の障がい者支援施設における事件の発生

第2部 生活場面（テーマ）における留意点

第2章の2 地域生活への移行

入所施設利用者の地域移行

- 地域移行支援の推進
- 地域定着支援の推進
- 施設入所への対応

入院中の精神障がいのある人の地域移行

- 精神科病院との連携
- 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
- 精神科病院入院者への啓発
- 家族及び地域住民への理解のための啓発
- 地域保健医療と多職種チームとの連携

主な記述内容	主な留意点
<p>（入所）地域移行を支援するための体制整備や啓発、地域定着を支援するための地域での受け皿確保やネットワークの構築</p> <p>（入院）精神科病院との連携や入院者への啓発、地域保健医療と多職種チームとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し （地域における生活の維持及び継続の推進、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築）

第3章 地域で学び・働くために

- 就学前教育の充実
- 義務教育段階における教育の充実
- 後期中等教育段階における教育の充実
- 生涯学習や相談・支援の充実
- 教職員等の資質向上
- 就業の推進
- 就業支援のための施策の展開
- 福祉施設からの一般就労

主な記述内容	主な留意点
<p>就学前教育から就業支援までライフステージを通じた一貫した支援、福祉施設からの一般就労</p>	<ul style="list-style-type: none">● 障害者総合支援法・児童福祉法の改正が施行予定● 発達障害者支援法の改正● 障害者雇用促進法の改正

第2部 生活場面（テーマ）における留意点

第4章 住みよい環境づくりのために

- 生活環境の整備
- 移動手段の整備
- 暮らしの場の確保
- 防災・防犯対策の充実

主な記述内容	主な留意点
ひとにやさしいまちづくりの推進、移動手段の整備、グループホームの設置促進等の暮らしの場の確保、災害時・緊急時の対応策、防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法の施行● 視覚障がい者の駅ホームからの転落・死亡事故の発生● 熊本県を中心とした一連の地震の発生

第5章 地域で安心して暮らすために

- 総合的な保健、医療施策の充実
- 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- 療育支援体制の整備
- 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- 難病患者への支援

主な記述内容	主な留意点
受診機会の保障、地域におけるリハビリテーション体制整備、医療的ケアの体制整備、療育支援体制の整備、地域精神保健福祉相談体制の充実、難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害者総合支援法・児童福祉法の改正が施行予定● 発達障害者支援法の改正● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し（精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築）

発達障害者支援の一層の充実について

発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
 - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
 - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、相談支援の体制の確保に関する基本的考え方に次のことを規定してはどうか。
 - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
 - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターの相談件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数